

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月2日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系フィルタスラッジサージタンクのレベル検出配管に詰まりが認められたため、当該検出配管を点検・清掃	D	
2	3号機	放射線管理区域（タービン建屋内）に入域した協力企業作業員が携帯電話を誤って持ち込んだことにより、電子式警報付ポケット線量計の「計数異常」を示す警報が鳴動したため、対応検討	B	11月13日再審議にてグレード変更 C → B
3	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）入口弁の浸透探傷検査において、弁体入口側シート面に指示模様が認められたため、当該弁体を修理	D	
4	4号機	タービン主蒸気止め弁の原子炉保護系信号用リミットスイッチの点検において、当該スイッチ用フレキシブル電線管（2本）に破損が認められたため、当該電線管を交換	D	
5	4号機	非常用ディーゼル発電機（B）補機冷却系空気冷却器ファン（A-2）用減速機の浸透探傷検査において、軸キー溝の角部に線状指示模様及び一部に損傷（欠落）が認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	タービン建屋スチームドレンサンプ入口ヘッダのドレン流量調整弁（B）の開閉試験において、動作不良（開固着）が認められたため、当該弁本体を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）の海水側ベント弁（1台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-47）用アキュムレータの水側シリンダドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	5号機	所内ボイラ（B）の点検において、火炉内の耐火材に劣化による一部剥離が認められたため、当該部を補修	D	
10	5号機	廃棄物処理建屋内の仮置き場所における搬出予定物品の携行品モニタでの確認測定において、搬出基準汚染密度を超える汚染物品（マジックペン：1本）が確認されたため、当該物品を回収及び対応検討	C	
11	5号機	原子炉隔離時冷却系タービン蒸気入口側ドレンポットのレベル計用ドレン弁（2台）にシートリークが認められたため、対応検討	C	
12	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプのグランドシール部からのリーク量の増加傾向が認められたため、当該部のパッキンを交換	D	
13	5号機	プラント起動操作中の炉心スプレイ系テスト可能逆止弁の開閉動作確認試験において、開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	プラント起動操作中、主蒸気逃し安全弁（J）の排気温度に上昇が認められたため、当該弁を打振し正常状態への復帰を確認	C	
15	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用潤滑油ポンプ（B1）の過去の点検実績を誤って点検長期計画へ反映していたため、前回の定期検査（第22回）において、本格点検を実施すべきところ、簡易点検を実施していたことが認められたため、対応検討	B	
16	5号機	主タービン電気油圧式制御装置の高圧油ポンプ（B）が自動起動信号を受けて起動した際に、過負荷を示す警報の発生と同時に自動トリップしたため、当該制御装置を調査	C	
17	6号機	廃棄物処理系洗浄水用温水器の復水入口圧力調整弁のグランド部より水のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	廃棄物処理設備用補機冷却海水系海水ストレナ（A）の入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	集中環境施設	廃棄物処理設備用補機冷却水系熱交換器（A）の海水ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
20	その他	不適合管理委員会審議分不適合事象一覧表のホームページ掲載において、不適合件名欄に、検査名称の誤記が認められたため、誤記を修正	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで